

# 宮城県自然環境保全審議会会議録

日時 平成29年7月7日（金）午前10時から  
場所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

## 【次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
  - (1) 緑地環境保全地域の指定について
  - (2) その他
- 4 その他
- 5 閉会

## 【資料】

- 資料1 緑地環境保全地域の新規指定について
- 資料2-1 昭和万葉の森緑地環境保全地域指定書及び保全計画書（案）
- 資料2-2 昭和万葉の森緑地環境保全地域候補地区域図（樹種図）
- 資料2-3 昭和万葉の森緑地環境保全地域候補地区域図（林齡図）
- 資料2-4 昭和万葉の森緑地環境保全地域候補地内に生息・生育する動植物一覧表
- 資料3-1 番ヶ森山周辺地域緑地環境保全地域指定書及び保全計画書（案）
- 資料3-2 番ヶ森山周辺地域緑地環境保全地域候補地区域図（樹種図）
- 資料3-3 番ヶ森山周辺地域緑地環境保全地域候補地区域図（林齡図）
- 資料3-4 番ヶ森山周辺地域緑地環境保全地域候補地内に生息・生育する動植物一覧表
- 参考資料1 自然環境保全条例の概要
- 参考資料2 昭和万葉の森緑地環境保全地域候補地及び番ヶ森山周辺地域緑地環境保全地域候補地に生息・生育する貴重種写真

## 1 開会

(始めに、事務局から開会が宣言され、事務局側の出席者の紹介が行われた後に後藤環境生活部長が挨拶を行った。)

## 2 挨拶（後藤康宏環境生活部長）

この4月からこの役職を担当する事となった。以前、「環境保全課」と読んでいた頃に在籍していた事がある。また、環境政策課にも震災前に在籍をしていた。今後とも宜しくお願いしたい。本日は御忙しい中平成29年度第1回宮城県自然環境保全審議会に出席いただき厚く御礼申し上げる。

また、委員の皆様には日頃から本県の自然環境保全の推進について、格別の御理解と御協力をいただいている事に対して、心から御礼申し上げる。

東日本大震災から6年が経過しているが、被災地では、各地で町開きや本設の商店街のオープンが進んでおり、その他道路や鉄道と言ったインフラの復旧、そして三陸縦貫自動車道の延伸、気仙沼・大島大橋の架設、災害公営住宅の整備の進展等ハード方面の復興は着実に進んでいると考えている。

一方、自然環境に目を転じると、震災以前から林地開発許可制度の適切な運用、自然公園や保全地域等の指定を行い県土の無秩序な開発を防止して来たところだが、震災以降は復興関連工事に伴う、特に土砂採取等が増加しており、それに加えてメガソーラー等の太陽光発電施設の設置が増加しており、法的な規制に依ってもなお自然環境や景観への影響が懸念されている。

こうした中、わが県の豊かな自然環境を保全し、次の世代に引き継いでいく事を基本としながら、開発がすすむ市街地の緑地を保全して行くため、希少種を含む他種多様な生物の生息・生育が確認されている2箇所、「昭和万葉の森」「番ヶ森山周辺地域」を今回、緑地環境保全地域として新規指定する事により、自然環境を維持して行きたいと考え、今回お諮りするところ。

本日の審議会においては、この緑地環境保全地域の指定について、御審議いただく。限られた時間ではあるが、忌憚のない御意見をお願いする。

(事務局より配布資料の確認後、本日の出席者数を報告（構成委員23名中17名が出席し、過半数を満たしていることから、審議会条例第6条第2項の規定により有効に成立している）。次に、本日の会議の公開・非公開について、平成12年3月21日に開催された当審議会において審議された結果、審議案件は公開となっていることから、本日の審議会は公開で行われる旨を報告。)

## 3 議事

### (1) 緑地環境保全地域の指定について

司 会： それでは、次第3の議事に入るため、当審議会条例第6条第1項の規定により、以後の議事の進行については西村会長にお願いする。

西村会長： 本日は御忙しい中出席いただき御礼申し上げる。宮城県・仙台の方では大変良い天気となっているが、九州の方ではかつてない大雨になっているという事で、最近は皆さんも感じるかと思うが、非常に極端な気象が目立っている。宮城県の自然環境保全審議会としては、自然環境を保全しながら、異常気象等も少しでも緩和できる状況を目指していかなければならないと考えているので、本日の議題についても委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴出来ればと思う。

はじめに、本日の予定であるが、審議会の終了予定は12時までとなっているので御協力願う。それでは議事（1）「緑地環境保全地域の指定について」審議していくので、事務局から説明願う。

事務局： （資料により説明）

西村会長： 只今の事務局からの説明について、委員から質問・意見等頂戴したい。

玉手委員： 資料3-1の指定理由の第3段落だが、「本地域の近隣では土石採取や宅地造成等の開発が進んでいる」とあるが、私もこの地域を日常的に見ているので、特に土石採取が著しく行われているという実態は見ている。そのため、やはり条例等で適正にそのようなことが行われるべきと思うので、これは喫緊の課題であると思う。

西村会長： 今の意見に対して事務局から何かあるか。

事務局： 委員の仰る通り、近隣の開発が進んでいるため、こうした規制をして行きたかったと考えていた。

早坂委員： 指定に関しては遅きに失したと思う位で、賛成の立場である。参考資料1で、「面積が規則で定める面積以上のもの」とあるが、この「面積」について、例えば、小さい面積がパッチワーク状に大量に開発された場合、規制にからないと思うがどうか。

メガソーラーは問題になっているが、山林が所有している方の死亡により、相続人が小規模な太陽光発電をするという事がかなり多いと聞いている。新聞等の下の方に大きく広告が載っている。例えば「農地を相続したが利用しない場合はご相談ください」と言ったような。こうしたもののがパッチワーク状になる事について、県はどのように考えるのか。

また、パッチワーク状になった場合、植物は存続して行けると思うが、広範囲で移動する動物は群れとしての存続に何か危機的な状況が起こるのではないか、と考えている。こうした事に対して県では何か対策を考えているのか。

事務局： 今の御質問は我々もかなり危惧している。山だけではなくて農地・休耕田・耕作放棄地にもそうした活用の事例がある。ただ、固定価格買取制度というのを20年の有期で電力会社の方で進めており20年後どうなるかというのを我々は気にしている。

一方で、今のように小規模開発のところでパッチワーク状に開発された場合、環境行政の面ではこうしたものを規制するものは一つも無い。森林法でも、開発に向けての許可という制度はあるが、要件を満たせば許可せざるを得ないという法体系である。なかなかこれを止めるというのは今の法制の中では難しいと認識している。

一方で今回こうして指定するイメージは、基本的に保全地域のエリアを開発させないという意思表示になる。仮に、保全地域の中で計画の相談に来た場合、当課でお断りするというのが実際のところである。

そのあたりは、行政の意思表示としてしか出来ないのでないかと考える。環境だけの問題ではなく、メガソーラーについては景観とか、反射があたり熱中症になるとか、色々と研究が出ているが、そこに向かっての規制は始まっていないので、今のところでは我々としては意思表示をする事でしか抵抗できない。こうした意思表示の中で事業者の方々に理解を求めるしかないと認識している。

早坂委員： 「対応し切れない」という回答と解してよいか。

事務局： 強制力を持って対応出来ないというのが現状であり、所謂お願いして御理解を求めるしかないと言うところ。もう一つ検討しないといけないところが、これが山だけの問題ではなく、水田でも有る話なので、開発に関する部局が多い。農林水産部、あるいは経済商工観光部も関係するので、全局的に同じ視線で対応しないといけない。例えば山で禁止しても農地では規制がないとなつてもおかしくなるので、こうしたところの調整が今後は必要となると思う。環境の部分だけでは対応しきれない部分があるので全体としてどうするかの内部での検討が必要という認識を有している。

早坂委員： 是非そのように御検討願う。

西村会長： 大変重要な指摘だと思う。今後、ソーラー等は特にそうだが、10年後、20年後に、しっかりと更新できるものは更新し、廃棄という形にならないよう、と言う事は最低限必要。そのためには先手先手で考えられるところは色々考えていかなければならぬと考えている。

他に意見等があればお願いする。

陶山委員： 指定自体は問題ないと考えるが、提案として考えて欲しいのは、指定する事で、「保全される」という事は主に規制によって保全することになっており、

保全計画書を見てみると、主な保全対策は規制となっているが、わずかに(4)に保全施設を作つて案内板を作成したり標識を設置するとなっている。

もう一步進めて、土地が県または市のものであるので、能動的な保全行為をするように持つていけないかと考える。県には宮城県の林業技術総合センターも有るので、そうした所を使って、更に進んで指定された地域の能動的な保全行為をするという仕組みは出来ないか。

何を意識してこうした提言をしているかと言うと、例えば、シカやモウソウチクの竹林等もあるので、指定するだけでは保全にならないという可能性がある。今回の場所をグーグルで見たが、そこまで竹林による拡大は懸念されるようには思えないが、気になっていたのでそうした一步進んだ保全行為を検討して進める仕組みは出来ないか。

事務局：昭和万葉の森については、先程御説明した通り昭和天皇の在位60年を記念して、そこから整備を続けて来ている地域である。今現在も森林の整備は継続している。皆様に自然に親しんでもらおうということで遊歩道の整備もしており、指定書の方にはそこまで具体的な事は書いていないが、そちらの方はそうした形で整備していた。番ヶ森の方については、県有林として林業施業に使つているという事もあり、その中の対応となる。

陶山委員：折角指定するので、もう一步、そこから更にという仕組みになっていれば良いと言う風に考えた。今、管理されているという事で安心したが、もう一步、指定されたので更にという仕組みがあれば良いと思った。

玉手委員：陶山委員の質問に関連して。私と隣の土屋（剛）委員とは、特定鳥獣の管理計画も対応しているので、その視点から2点申し上げたい。参考資料に地図があり、これを御覧になると良く分かると思うが、今検討しているのは所謂人為活動に対しての条例においてある程度適正な管理をしていくという事だが、現在、宮城県では林業被害をもたらすシカ、農業被害をもたらすイノシシの分布が拡大しており、他県の例では所謂保全すべき緑地にシカが侵入して貴重な植物を食い荒らすと言う事が起こっている。

この地図を見ていただいている理由は、現在の状況、動物の分布拡大は奥羽山系が中心の部分と、石巻地域沿岸部・北上山系の繋がる部分、ここが比較的人間活動や市街地が少ない部分であるので、シカの場合にはこの三陸で分布が拡大、イノシシに関してはこの奥羽山系で分布拡大という事で南北の移動をしつつ、県の市街地の多い中央に進出して来ている。そうすると、自然環境保全地域・緑地環境保全地域というのは基本的には市街地に隣接している部分であるが、これまでこれはシカは空白地帯だったが、東西両側の動物の密度の高い所から押し出される形で出てきていると言う事。

中長期的な視点から考えれば、何らかの動物、特にシカ対策は考える必要がある。これは今すぐの課題では無いが、そうした事も踏まえて、それでは、環

境保全地域の在るべき姿、保全すべき姿はどうなつかどうかと言う事を考えておかなければいけない。やはり本当は自然環境保全という事であれば、こうした地域で本当はモニタリングをする必要があるが、特にシカの場合には、初期の段階で進出状況を把握することは非常に難しいが、何らかのツールは今開発している。本来は県の試験研究機関が中心となってすべき事である。

「コリドー」という事が書いて有ったと思う。資料1の番ヶ森の上から見たマップが有るが、ゴルフ場や市街地に囲まれている。

私は長い間仙台に住んでおり、今の泉区や宮城野区あたりがまだ森だったころからの開発行為をずっと見ている。森林が縮小していくと一定面積を保全して残しても動物が消えてしまう。なので連携するというのが必要。このためコリドーというのを作らないといけない。

これ以上番ヶ森山が分断されると、ある段階で、「森は残っていても生きものは消える」という状況になるのではないかと思う。なので、こうした考え方を明記して保全を明記していくというのは重要であると思う。

西村会長： 今の話に対して事務局から何かあるか。

事務局： シカ対策と言う事で特段今まで自然公園や今回の緑地環境保全地域ではそうした視点での対策は特段してはいなかったが、これまで必要に応じて、環境調査というのをしており、そうしたところで何らかのことをする必要があることがわかれれば、そうした対策をとって行きたいとは思う。

土屋(剛)委員： 単純な質問だが、規制の方で、参考資料1の、「その面積が規則で定める面積以上」とあるが、最低どのくらいか。

事務局： 2号の方は3haとなっている。

土屋(剛)委員： 昭和万葉の森が21haなので、確認した。もう1点、資料2-4だが、昭和万葉の森の候補地内にクマが出るとある、「生息・生育する動植物一覧表」とあるが、ツキノワグマは本当にいるのか。

事務局： 誤解のある表現だったが、行動圏が広く、活動が確認されたという状況であるので、完全にその区域内に生息しているかという事までは確認出来ていない。

土屋(剛)委員： 番ヶ森の方はクマの通り道になっているが、そのあたりはどうか。

事務局： 番ヶ森も昭和万葉の森と同様の手法でカメラを設置し調査したが、確認はできなかった。このため記載していない。

土屋(剛)委員： 目撃情報が相当あり、看板も設置されているが。

事務局：あくまで学術調査した結果を記載しているので、そのあたりは再度確認したい。

土屋(剛)委員：基本的に、昭和万葉の森の約20haでクマがそこに生息するのは不可能だと考えている。素通りするのにはあり得ると思うが。そのあたりはどうか。

事務局：あくまで、調査中にカメラを仕掛けたところ撮影されたという事なので、調査した学識者に確認したい。表現については修正等を検討したい。

西村会長：他はあるか。

永広委員：指定そのものについては大賛成だが、公文書になるので表現上2点申し上げたい。1つは、昭和万葉の資料2-1の2ページ目、「地形・地質」の中段後半に、「この地域の地形の特徴としては」とわざわざ「特徴として」と書いた上で「河川によって削られつつある丘陵である」と言う一文がある。厳密に言えば、河川に因って削られていない丘陵は無い。平野で無い限りは常に侵食を受けている。こうした表現をすると何かここは活発な侵食作用を受けているのかと受け取られかねない。この地域はむしろ開析がすすんだ低平丘陵であって、侵食はされているが侵食力そのものは弱くなっているので、この一文が必要かどうか。それを書かなくても、「丘頂高度140m以下の齊頂丘陵である。」という表現で十分この地域の地形の表現は出来ていると思う。

2点目は番ヶ森山の方で、資料3-1の2ページ目の「地形・地質」の書き出しの部分。これは正しいのかもしれないが、「本地域は、松島丘陵の東部に位置し、」という記載が有る。松島丘陵がどこまでかは確認していないが、おそらく富谷周辺は松島丘陵に入らないのではないかと思う。そうした意味では「松島丘陵の東部」とは、違和感を覚え、むしろ中央北部と言う表現になるのではないか。これは確かな話ではないので、後で確認願いたい。

事務局：只今御指摘の件については、改めて確認し必要に応じて修正したい。

西村会長：他になにか御質問があれば発言願う。

斎藤委員：質問になるが、土地の所有関係について見ると、どちらの地域も県有地、若しくは市有地であり、私有地は含まれていないが、緑地環境保全地域と言うのは県有地や市有地を指定するものか。個人所有地を含めないから飛び地の様な所が点々としていると受け取ったが。

事務局：資料1で白線で囲まれている所が今回の指定している地域となるが、只今御質問のとおり、候補地は所謂公有地になっている。私有地の方は指定しないと

いう事で指定を考えている。

斎藤委員： それは、緑地環境保全地域の指定にあたって、公有地を対象とする事に決まっていると言う事か。

事務局： あくまでも制度上は公有地を指定しなくてはならないというものでは無い。

斎藤委員： 検討の結果だと解釈するが、先程コリドーと言う話が何回も出てきているので、計画的に、可能であればこうした形でない方がコリドーの考え方としては良いのでは。連続性の有るような指定というのが今後しては良いのではないかと考える。

西村会長： この他に御意見があればお願いする。

小林委員： 参考資料1の裏側に「行為制限」で届出が必要となると有るが、これは今回県や市の土地に関して1から4について行為を制限するという事。それにあたり届出と言う事で、「開発をさせない意思表示をする」という説明だったが、意思表示と言うよりはダメですとすることは不可能なのか。県の土地に、土石採取をしたいと言われたら断る事はできないのか。

事務局： 説明不足の点が有ったが、県有地であればさせない。県で所有する土地であれば当然所有者として許さない。利府町・大郷町も同じ様な対応になると見える。行政の所有する土地で土石採取をすると言う事は聞いた事が無い。所有者の立場としてお断りする。

先程の話は、環境保全地域内で民間の方が民有地で行う事を念頭にしている。今回指定する地域以外は民有地も含むので、そうした場合の話である。

西村会長： よろしいようなら、他に御意見の有る方お願いする。

伊藤委員： 指定は大変重要であり、賛成であるが、自然は自然の生物活動により形作られるものであるので、どんどん変化していく。陶山委員の話にあったとおり、何も手を加えなくて良いのかという考え方もある。現在の状況で維持したいのか、理想の形を意識して行くのか、その手がかりを何処かに書いて欲しい。先程のリストはどういう所から出ているのか、また、こうした動植物の分布は継続的に調べ、追跡していくのか。

事務局： 今後の保全については、基本的に今ままの形を保つ事を想定している。一方、当然変化していくのも当然なので、現在調査が終了したばかりであり、いつとはいえないが、環境保全地域については定期的な調査を今まで実施している事から、今後も調査をして行きたいと考えている。なお、この一覧表に掲

載されている動植物は、この審議会が公開という事もあり、明確に分布場所までは掲載していない。

西村会長：他に御意見、御質問などあるか。無ければ、答申に当たり意見を集約させていただきたい。共通しているのは指定自体には異論はないと言う事。よろしいか。

(了と呼ぶものあり)

西村会長：その上で、多数の意見をいただいたが、答申に当たっては付帯条件として「この条件を満たさなければ答申してはならない」というものがあるが、そこまでの意見は私の理解の範囲では無かったと考える。

集約できるとすれば、指定した後どうするかと言う事で、更に積極的に保全の在り方を考えて欲しいと言う所は共通した意見だと考える。

自然環境保全条例は何年に成立したものか。昭和47年以降改訂されていないのか。

事務局：(基本的な事項は)変更をしていない。

西村会長：本来は条例の方も含めて、見直す機会が必要なのかもしれない。案は開発規制をして行為を制限すると言う事だが、積極的に活用してはどうかと言う御意見をいただいた。この2箇所は「里山」と言う意味合いで人の手入れが有って守られて来た自然との理解が出来るので、レクリエーションや産業的なものに活用する事も含めて、「保全」と言う中で定義をして行く必要があろうかと思う。

残念ながら現在の保全条例の中ではそこまで読み込めないという中で条例によって指定して行くため、今回は厳しく条件を付ける訳には行かないと思う。今後の在り方としては指定した後にモニタリングしながらまだ理解出来ていない所の自然についてはしっかりと把握して行き、更には活用を考えると言う事で県民の方がそこを活用し、或いは一部林業で利用出来ると言う事に関しては保全の一つの在り方として考えて欲しい。

更にはより積極的に区域を見直して行く、「コリドー」という考え方方が示されたが、現在指定できるのはここだと言う事は分かったが、「これで十分か」と言う意味合いで、委員の皆様からは更にコリドーとして繋げていく、と言う様な考え方を持って、何が出来るかと言う次の段階の保全を考えたいと言う意見をいただいたと思う。こうした積極的に保全に生かして行くと言う考え方事が示されたと言う事は、指定の議論に併せて、議事録を含めて残して頂きたい。指定については了承したと言う事で、私の方で意見を纏めさせていただいたが、何かその点について意見があればお願いする。

陶山委員： 繰り返しになるが、環境生活部、或いはこの専門家だけで行うのは大変だと思うので、県の組織を上手に使っていただきたいと言う事を考えている。この場合は林業技術総合センターが一番関係有ると思うが、関係ある他の部署を活用し、指定後は其方と協力して保全に動くと言う仕組みにしていただきたい。県として全体でやると言う仕組みが必要。

西村会長： では、只今の意見を以て指定を了承したい。いただいた御意見を踏まえて新しい段階に進んでいただければ、と考えている。

## (2) その他

西村会長： 事務局から連絡事項はあるか。

事務局： 特段事務局としてはない。

(議事が終了し、進行が西村会長から事務局へ返される)

## 4 その他

司 会： 委員各位から何かあれば、お願いしたい。

小林委員： 質問したい事項があり、事前にメールで自然保護課に送付していた。話題としては現在話題になっている仙台港付近の火力発電所の事。事前送信したメールした内容について読み上げる。「日本野鳥の会宮城県支部では長年に亘って蒲生干潟での調査や探鳥会を実施してきた。東日本大震災後、蒲生干潟は壊滅的な被害を被ったが、調査結果を見ると徐々に生態系が回復する傾向が見える。干潟及び後背地のアシ原等は、現在防潮堤工事により大幅に面積が削られ、工事が日々進められている。専門家の皆様に言うのは憚られるが、干潟の生態系は周辺の環境と密接な関係にある。例えばアカテガニなどは松林に生息し、8月の大潮の日、産卵のために河口付近の干潟へと移動する。干潟のみが残されてもそれまでの豊かな生態系は保たれない。

現在干潟の底生生物は震災前に近いところまで回復し、それらをエサとする鳥も種類が回復傾向にある。蒲生干潟は世界に誇れる渡り鳥の中継地であるが、休息とエサの提供としその機能を果たし続けている。さて前置きが長くなつたが、その干潟の近くに石炭火力発電所が建設され、10月からは稼働するとの事である。問題点は6点（1）周辺住民の健康被害（2）蒲生干潟の生態系への悪影響（3）地球温暖化の促進（4）環境アセスメント法のがれ（5）住民への説明が無い（6）被災地への汚染施設配置。仙台市議会や県議会でもやり取りがされており、色々な問題を抱えている火力発電所だが、環境生活部自然

保護課ではどのようにとらえているのか？」以上。

司 会： 事務局から回答したい。

事 務 局： 6点委員から御質問いただいたが、何れも所謂稼働されておらず、「おそれがある」と言う所である。先程御説明した通り環境行政の中では、その様な仕組みでは無く、今回のケースでは法上の手続きに則って開設が進んでいる状況。行政側としては、「世界の潮流はCO<sub>2</sub>削減ですよね」と言うなかで、稼働を止めると言う事は成り立たないので、違和感は有るが止められないと言う現状。ただ、宮城県としては関係市町村と共に事業者と協定を結び、その中で只今の様なおそれがある事については出ない様に、と言う働きかけをするのが現在の取組である。環境生活部の中においても担当課においては多賀城とか七ヶ浜の方に移動測定車を出して空気の状況をモニタリングしており、結果は当方のホームページ上でも公開されているので、それを御覧いただくと分かると思うが、現在は基準値をオーバーするものは殆ど無い。「殆ど」とは、一時間単位で一箇所だけ基準値を超えた箇所が有ったが、一日で見れば基準値は全て下回っていると言う所。稼働された後どうなるかを見れば、評価が出来ると考えている。仮に基準値を超えれば、其処は法上の問題として取り上げる事になると思う。

(小林委員了)

司 会： その他、委員から御意見があればご発言願いたい。

よろしければ、事務局からも無いため、以上をもちまして、本日の宮城県自然環境保全審議会の一切を終了させていただく。委員各位においては、御多忙の所参考いただき感謝する。